

国別情報（チリ）

2026年9月

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング
海外環境協力センター（OECC）

チリ

1. 一般情報

省庁体制

※太字・下線はJCMの合同委員会メンバー

行政府

- 内務省（Ministry of the Interior）
- **外務省（Ministry of Foreign Affairs）**
- **環境省（Ministry of the Environment）**
- **エネルギー省（Ministry of Energy）**
- 国防省（Ministry of National Defense）
- 財務省（Ministry of Finance）
- 経済開発観光省（Ministry of Economy, Development and Tourism）
- 社会開発・家族省（Ministry of Social Development and Family）

その他省庁等

- 大統領府事務総長省（Ministry of the Secretary General of the Presidency）
- 政府事務総局省（Ministry General Secretariat of Government）
- 教育省（Ministry of Education）
- 法務省と人権省（Ministry of Justice and Human Rights）
- 労働・社会保障省（Ministry of Labor and Social Security）
- 公共事業省（Ministry of Public Works）
- 保健省（Ministry of Health）
- 住宅・都市計画省（Ministry of Housing and Urban Planning）
- 農業省（Ministry of Agriculture）
- 鉱業省（Ministry of Mining）
- 運輸・通信省（Ministry of Transportation and Communications）
- 国家資産省（Ministry of National Assets）
- スポーツ省（Ministry of Sport）
- 女性・ジェンダー平等省（Ministry of Women and Gender Equity）
- 文化・芸術・遺産省（Ministry of Culture, Arts and Heritage）
- 科学技術・知識・イノベーション省（Ministry of Science, Technology, Knowledge and Innovation）

（出所）チリ政府ウェブページ及びJCMウェブサイトより作成 (https://www.gob.cl/en/institutions/, 2026年9月11日アクセス)



チリ

1. 一般情報

経済情勢

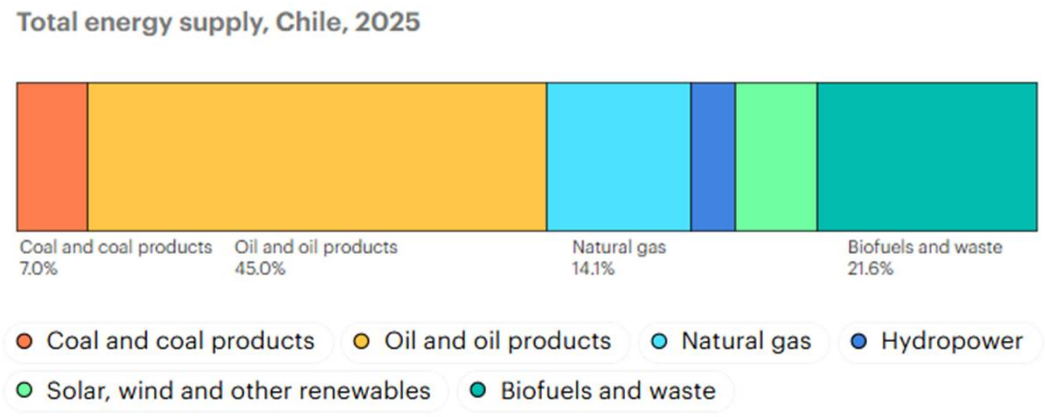
- 主要産業：
  - 鉱業、農林水産業、製造業（食品加工、木材加工）
- GDP　：3,303億米ドル（2024年、世銀）
- １人当たりGDP　：16,709米ドル（2024年、世銀）
- 経済成長率　：2.5%（2025年、チリ中央銀行）
- 物価上昇率指数　：4.2%（2025年、チリ国家統計院）

（出所）外務省「チリ共和国 基礎データ」（2026年4月8日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/chile/data.html, 2026年9月11日アクセス)

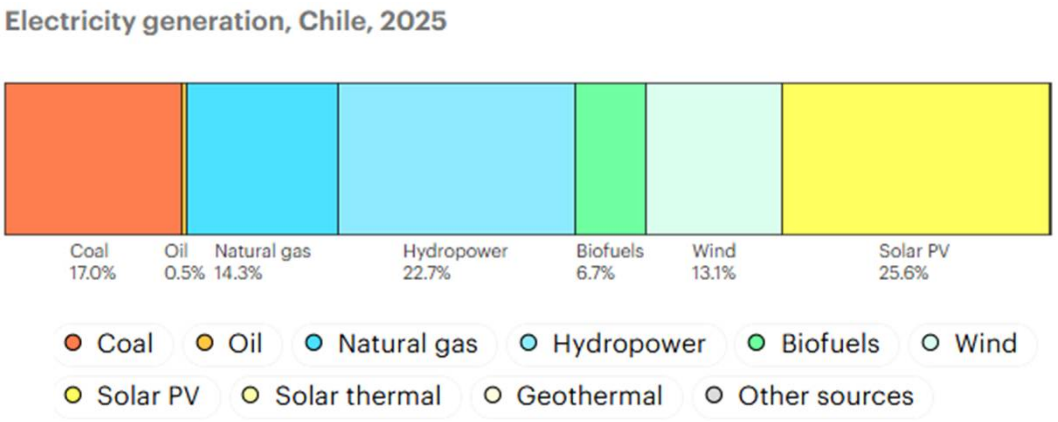
チリ

1. 一般情報

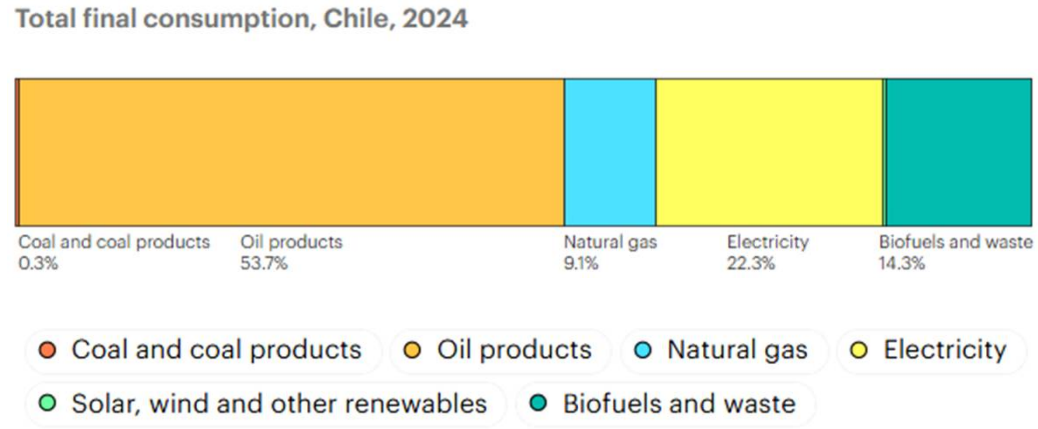
エネルギー供給構成（2025年）



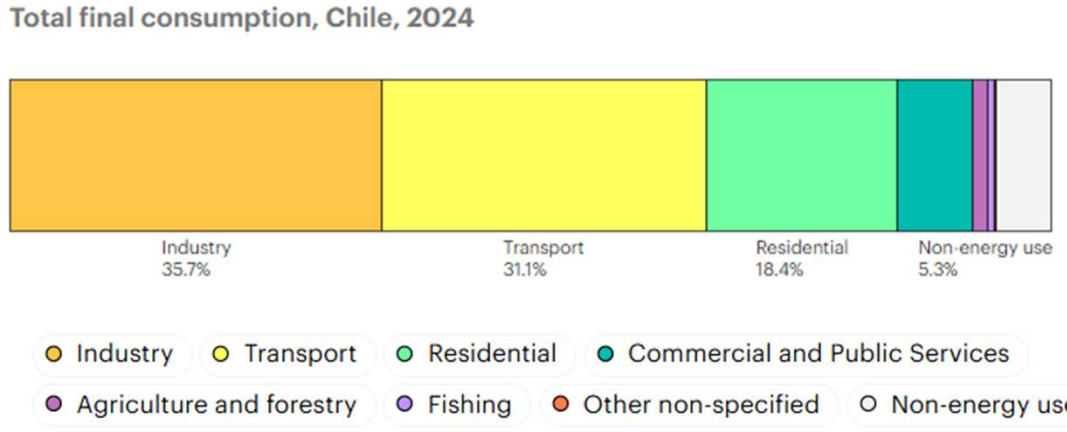
電源構成（2025年）



エネルギー源別最終エネルギー消費（2024年）



部門別最終エネルギー消費（2024年）

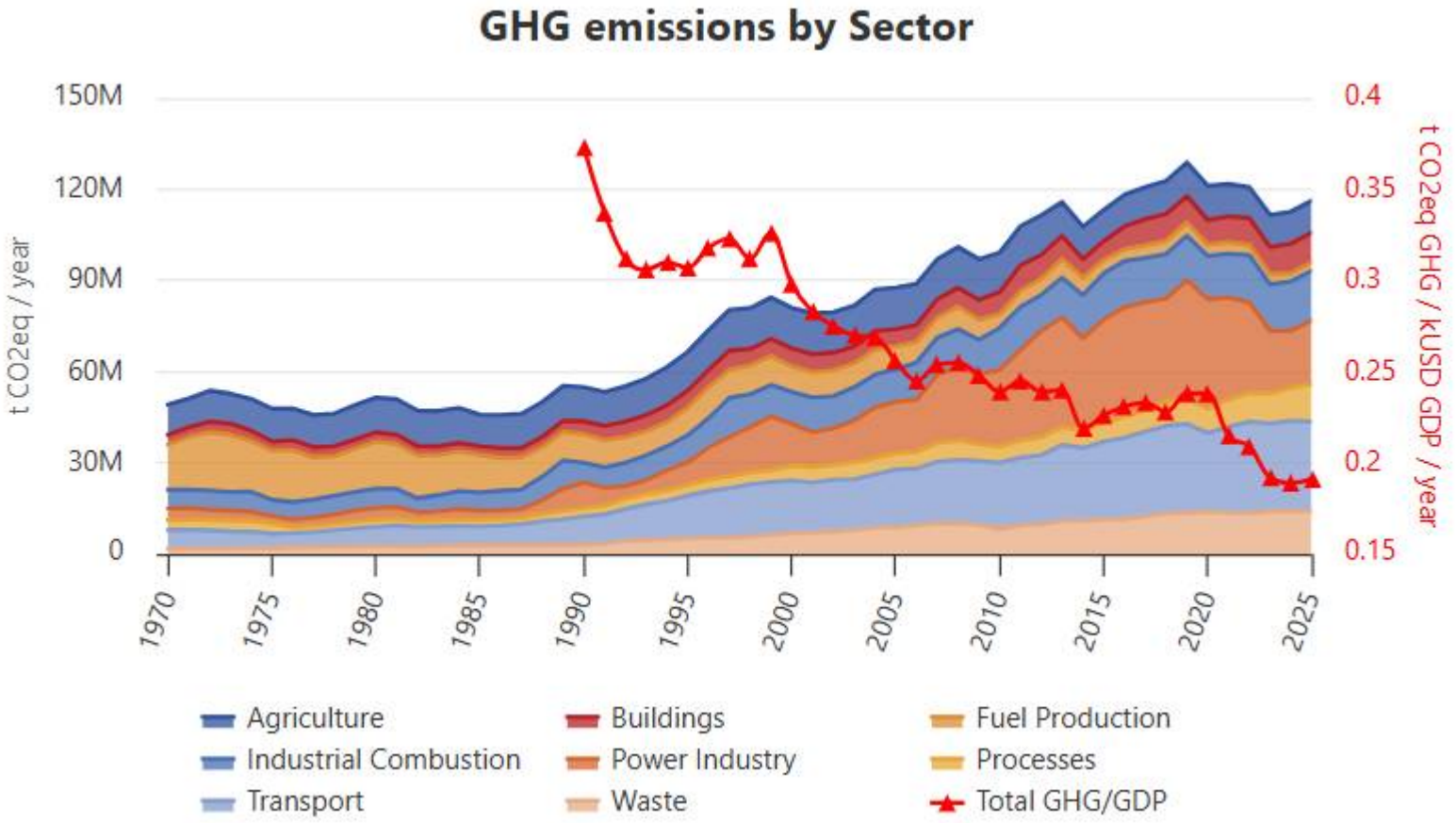


（出所）IEA, World Energy Statistics and Balances（https://www.iea.org/countries/chile/energy-mix, 2026年9月28日アクセス）

チリ

1. 一般情報

温室効果ガス排出量の推移（1970年～2025年、LULUCF含まず）

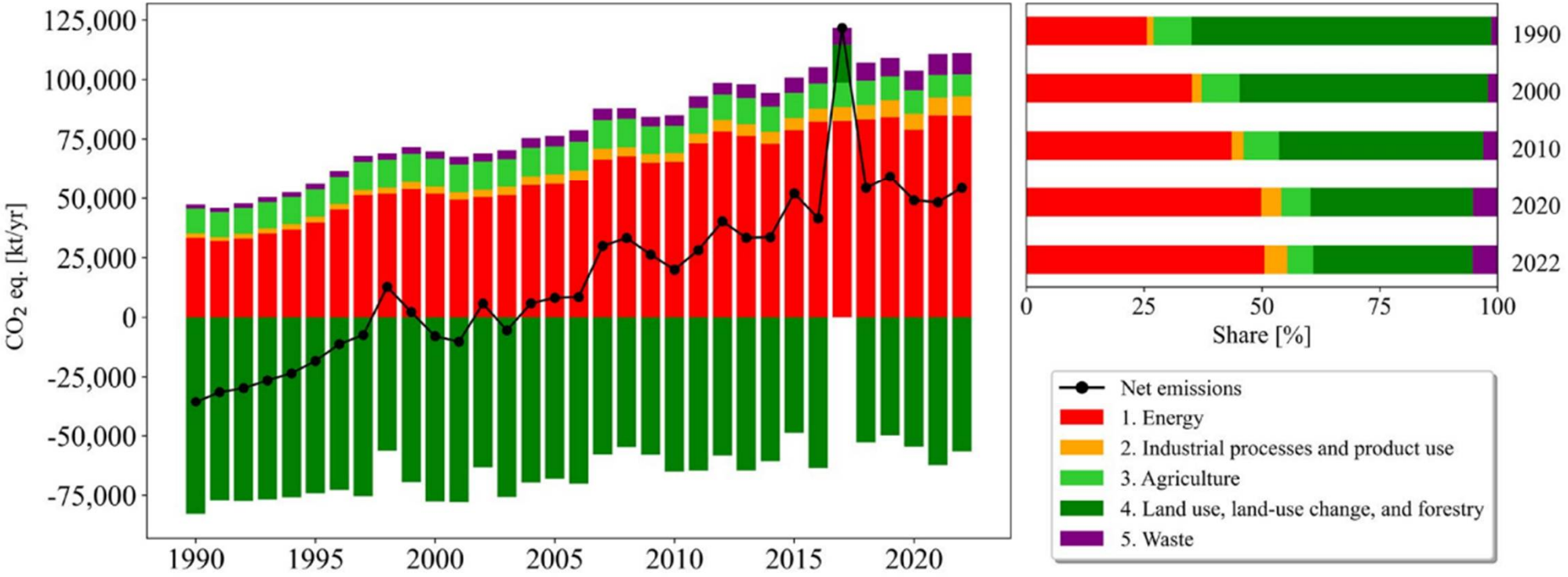


（出所）European Commission, Joint Research Centre, Crippa, M., Guizzardi, D., Pagani, F., Banja, M., Ciarlantini, S. et al., GHG emissions of all world countries – 2026 report, Publications Office of the European Union, 2026, doi:10.2760/7717504, JRC147815.（https://edgar.jrc.ec.europa.eu/country_profile/CHL, 2026年9月19日アクセス）

チリ

1. 一般情報

温室効果ガス排出量の推移（1990年～2022年）



（出所）"First Biennial Transparency Report and Fifth National Communication to the UNFCCC"（Ministerio del Medio Ambiente de Chileほか, 2024）

チリ

1. 一般情報

温室効果ガス削減目標（NDC, tCO_2e）

目標年	基準	対象	条件なし目標(排出量)
2030年	総量	LULUCF以外の全セクター	2025年にピークアウト 95,000,000/年以下
2035年	（同上）	（同上）	90,000,000以下
2020～30年	累積	（同上）	計1,100,000,000以下
2031～35年	（同上）	（同上）	計480,000,000以下

（出所）"Contribución Determinada a Nivel Nacional (NDC) de Chile Actualización 2025" (Chile, 2025）より作成

排出削減ポテンシャル（参考）

108,200,000 tCO_2e（2030年LULUCFを除く対策なし排出量）

（注）NDC（2025）では値が確認できないため、BTR（2024）での2030年の対策なしの場合の排出量を記載している。
（出所）"1er Informe Bienal de Transparencia y 5ta Comunicación Nacional ante la Convención Marco de las Naciones Unidas sobre el Cambio Climático"（Chile, 2024）より作成

セクター別の温室効果ガス削減量、政策・対策

セクター	GHG排出削減目標	政策・対策の概要
エネルギー	（直接的なGHGの排出削減目標の記載なし）	再生可能エネルギーの加速導入、蓄電池導入拡大、産業部門の電化推進、グリーン水素の普及等
運輸	2030年までにピークアウト	電動バスの大規模導入、SAF（持続可能航空燃料）のロードマップ更新、長距離貨物輸送の再エネ燃料ロードマップ策定等
工業プロセス及び製品の使用分野（IPPU）	（直接的なGHGの排出削減目標の記載なし）	気候影響の少ない冷暖房設備による公共調達の試験的実施、大型冷蔵・空調施設におけるHFCガス排出規制の策定等
廃棄物	メタン排出を2025年にピークアウト 2035年に10%削減（ピーク比）	生ごみの取扱に関する法律の策定、食品ロス削減ロードマップの策定等
土地利用、土地利用変化および林業（LULUCF）	最大3,600,000 tCO_2e程度の吸収（2030年） 森林劣化及び伐採による排出量の25%削減（2030年）	原生林の持続可能な管理・回復・植林、森林保全に関する長期活動計画の策定、持続的な最低生産基準の適用等

（注）緩和に関する目標（M1～M14、I1～I12）のうちIPCCセクターとの対応が示されている目標について記載。メタン排出量の目標については、廃棄物以外のセクターも対象に含む。
（出所）"Contribución Determinada a Nivel Nacional (NDC) de Chile Actualización 2025" (Chile, 2025）より作成

チリ

1. 一般情報

各種政策・戦略

各種政策・戦略	概要
長期気候変動戦略（LTS） （Long-Term Climate Strategy）	● 2021年策定。 ● 部門別・地域別計画の作成義務化、当該分野の進捗を監視する国家気候変動行動報告書（RANCC）の作成等を規定。生物多様性、水、エネルギー、保健、インフラなどの主要分野における部門別計画を5年ごとに更新することを義務付け。
炭素価格および炭素市場に関するロードマップ2025 （HOJA DE RUTA DE INSTRUMENTOS DE PRECIO Y MERCADOS DE CARBONO 2025）	● 2025年策定。 ● チリのNDC達成と2050年までのカーボンニュートラル実現に向け、国内および国際的な炭素市場メカニズムをどのように統合・運用していくか戦略的枠組みを提示。 ● 「炭素価格・市場の定義」「パリ協定第6条に基づく国際協力」などを詳述。
公正な社会・エコシステム移行に向けた国家戦略 2025-2035 （Estrategia Nacional de Transición Socioecológica Justa 2025-2035）	● 2025年策定。 ● 社会経済的公正とエコシステム的な限界の尊重を踏まえた公正な移行が目的。 ● 5つの戦略的な柱として、「脱炭素化と汚染防止」「生産構造の転換」「働きがいのある人間らしい仕事」「レジリエンスと気候適応」「環境ガバナンス」を掲げる。
気候変動に向けた行動計画 （Chile's Plan of Action for Climate Change）	● 2017年策定。 ● 気候変動への対応として、適応・能力開発・技術開発/移転・資金調達の4つを掲げ、16の具体的目標と30の行動ラインを提示。
気候変動に関する財政戦略 （Financial Strategy on Climate Change）	● 2019年策定。 ● チリのNDC達成に向けて、3つの行動軸を整理。例として、グリーンファイナンス手法の設計・実施と市場開発の促進など。
国土管理に関する国家政策（PNOT） （National Policy of Land Management）	● 2019年策定。 ● 持続可能な開発、低排出量経済、住民の生活の質の向上等を目的とした政策方針であり、気候変動の適応の面から取組方針等を説明。

（出所）各戦略・計画に基づき作成

チリ

2. 国内制度

- **炭素税**
  - 2017年より導入され、2020年に改正。$CO_2$1トンあたり5USDとなっている。
  - 炭素税の対象は主に発電部門と産業部門であり、年間25,000 tCO_2e以上排出する、もしくは年間100t以上の粒子状物質を排出する施設に適用される。
    - 炭素税の対象となる排出量は、発電・産業部門の総排出量の約半分をカバーしている。
  - 政府が公表している2050年までの国家エネルギー政策では炭素税の税率引き上げについて言及しており、2030年までには$CO_2$1トンあたり35USD、2040年には80USDに上昇させるべきだとしている。

- **FIT制度**
  - FIT制度は確認できていない。

- **オフセット制度**
  - 2023年9月、炭素税の対象となるGHGを相殺するためのオフセット制度が環境省により承認された。
  - オフセットプロジェクトはチリ国内に限定されており、外部認証プログラムによって承認されたボランタリークレジットのみ使用可能となっている。
    - ボランタリークレジットの種類についてはこれまで、Verified Carbon StandardとThe Gold Standardが認められていたが、2024年12月、コロンビアを拠点とするBioCarbonとCercarbonoが加えられた。2026年6月には、Climate Action Reserveが部分的に承認。
  - 2024年には、炭素税の対象となるGHGのオフセットのために260,000 tCO_2eのクレジットが承認され、取り消された。2025年の実績は1,672,000 tCO_2e。

（出所）“Chile General Information” (World Bank) （https://carbonpricingdashboard.worldbank.org/compliance/factsheets?instrument=Tax_CL, 2025年7月22日アクセス）“State and Trends of Carbon Pricing Dashboard -Chile carbon tax-” (International Carbon Action Partnership)（https://icapcarbonaction.com/system/files/ets_pdfs/icap-etsmap-factsheet-54.pdf, 2026年9月8日アクセス）、“State and Trends of Carbon Pricing Dashboard -Chile Green Tax Emissions Offsetting Scheme-” (World Bank) （https://carbonpricingdashboard.worldbank.org/credits/factsheets?mechanism=CR_GOV_CHL, 2026年9月8日アクセス）、”Programas de Certificación Externos (PCE) reconocidos”（Ministterio del Medio Ambiente) （https://portalcompensaciones.mma.gob.cl/repositorio/, 2026年9月17日アクセス）官報 RE3515/2026（https://www.diariooficial.interior.gob.cl/publicaciones/2026/07/14/44499/01/2836483.pdf, 2026年9月17日アクセス）、”Resultados Impuesto Verde 2025: Mercado de Compensación de Emisiones se descentraliza y logra mayor diversificación de proyectos”（https://portalcompensaciones.mma.gob.cl/resultados-impuesto-verde-2025-mercado-de-compensacion-de-emisiones-se-descentraliza-y-logra-mayor-diversificacion-de-proyectos/, 2026年9月17日アクセス）などから作成

チリ

2. 国内制度

- **排出量取引制度**
  - 2026年5月に発表されたエネルギー関連の2030年ロードマップ“Ruta Energética 2026–2030”では、エネルギー部門を対象とした排出量取引制度（ETS）のパイロットを2026～2030年に詳細設計・実施する方針が示された。
    - 同ロードマップでは、パリ協定6条の炭素市場を利用する排出削減案件への技術支援プログラムを2026年に実施し、追加的な国際資金として1億USDの動員を目指す方針も示されている。想定案件として、石炭火力発電所の転換・中規模/孤立系統の脱炭素化、産業・鉱業の技術更新が例示。

（出所）”Ruta Energética 2026–2030”（Biblioteca del Congreso Nacional de Chile ,2026）（https://obtienearchivo.bcn.cl/obtienearchivo?id=repositorio/10221/38618/1/BCN_Medidas_legislativas_de_ruta_energetica_2026_30.pdf, 2026年9月17日アクセス）

チリ

3. パリ協定6条に基づく手続きや体制の整備

承認（Authorization）

承認体制

- 2025年12月、パリ協定第6条に基づく国際協力での削減・吸収証書（certificados）に関する条件・要件を定める規則として、「Decreto 32 (MEDIO) 2024」が公布された。同規則では、国際的に移転される緩和成果（ITMOs）の承認等を規定している。
- プロジェクトの承認には、環境省が事前に検証したベースライン算定、削減・吸収量の計算、モニタリング方法論を適用する必要がある。方法論の妥当性確認に関する技術基準（RE499/2026）が策定されている。
- 検証報告書によって承認された緩和成果は、環境省によって国際移転のための緩和成果として認識され、証書が発行される。
- 検証報告書が承認された後、プロジェクトの実施者はITMOsの承認を要求することができる。申請にあたっては、活動の特定、移転を求める成果の量、およびITMOsの使用目的を環境省などに報告する必要がある。
- 環境省は最大10営業日以内にITMOsを承認する。承認内容にはITMOsの数量・固有のシリアル番号・原産年・有効期間、クレジット期間などを含む。

登録簿

- 承認されたITMOsは国家登録簿に記録され、これをもってITMOsの発行とみなされる。
- 国家登録簿に記録された後、プロジェクト実施者は承認された目的に応じて、協定参加国や承認された事業体への移転を申請できる。環境省は10営業日以内に申請を審査し、承認された使用目的と異なる場合や、有効期間が過ぎている場合などは申請を拒否可能。

初期報告・BTR・インベントリ等の提出状況

初期報告

- なし

隔年透明性報告書（BTR）

- 2024年12月31日提出

インベントリ等

- 2024年12月31日にNC5を提出

6条4項ホスト締約国参加要件様式

- 2025年7月31日提出

6条承認レター

- 提出なし

（出所） ”Decreto 32 (MEDIO) 2024（APRUEBA REGLAMENTO QUE ESTABLECE LAS CONDICIONES Y REQUISITOS RELATIVOS A LOS CERTIFICADOS DE REDUCCIÓN O ABSORCIÓN DE EMISIONES DE GASES DE EFECTO INVERNADERO EN EL MARCO DE LA COOPERACIÓN ESTABLECIDA A NIVEL INTERNACIONAL EN EL ARTÍCULO 6° DEL ACUERDO DE PARÍS）“（Chile, 2025）、UNFCCCウェブページ”CARP” (https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/cooperative-implementation/carp, 2026年9月10日アクセス)、UNFCCCウェブページ”Reports” (https://unfccc.int/reports, 2026年9月10日アクセス)、UNFCCCウェブページ”Designated National Authorities (DNAs)” (https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/article-64-mechanism/national-authorities, 2026年9月10日アクセス)

チリ

3. パリ協定6条に基づく手続きや体制の整備

- 優先的な緩和活動におけるITMOsの活用方針
  - チリ環境省が発表した「炭素価格設定と市場手段ロードマップ」では、緩和活動を優先付ける3つの分類の1つとして、NDC達成のため重要性が高いながら、経済的な障壁によって実施が進まず、パリ協定第6条による実施が便益が害を上回り、緩和成果の国際移転がNDC達成リスクにつながらない取組がありうることが指摘されている。
  - 同ロードマップは上記を踏まえて、緩和策の順位付けをする３つの類型と指針を提示している。
  - 各類型に関する戦略では、ITMOsに配分する最大割合と上限閾値が示されている（次頁以降に掲載）。

取組の種類	項目	内容
タイプa （優先活動）	判断基準	• NDCやPSM（セクター別緩和計画）に明示されていないだけでなく、それらの策定時に技術的参照（データ、シナリオ、前提条件）としても考慮されていないこと
	成果の扱い	• 環境的・社会的整合性の基準を満たせば、検証された削減成果の全量を承認することが可能
タイプb （前倒し実施）	判断基準	• 公式な文書（NDC/ECLP/PSM）に規定された実施日よりも前倒しで実施されていること
	成果の扱い	• 実際の実施日から、本来計画されていた実施日までの間に得られた削減成果について、全量を承認することが可能
タイプc （戦略的対応）	判断基準	• 経済的な参入障壁があること、および緩和成果の国際移転を行っても、チリのNDC達成にリスクを与えないことを示す便益と不利益のバランスが勘案されていること
	成果の扱い	• NDC達成を優先する観点から、全量ではなく、部分的な承認に留まる

（出所）”HOJA DE RUTA DE INSTRUMENTOS DE PRECIO Y MERCADOS DE CARBONO 2025”（MINISTERIO DEL MEDIO AMBIENTE, 2025）

チリ

3. パリ協定6条に基づく手続きや体制の整備

ITMOsの最大割合・上限閾値（グリッド接続エネルギー貯蔵システム）

<table>
<tr><th rowspan="2">エネルギー貯蔵システム（プロジェクト毎の貯蔵時間）</th><th colspan="2">グリッド形成型</th><th colspan="2">スタンドアロン型</th><th colspan="2">ハイブリッド型</th></tr>
<tr><th>プロジェクト毎のITMOs最大割合</th><th>上限閾値（$MtCO_2e$）</th><th>プロジェクト毎のITMOs最大割合</th><th>上限閾値（$MtCO_2e$）</th><th>プロジェクト毎のITMOs最大割合</th><th>上限閾値（$MtCO_2e$）</th></tr>
<tr><td>7時間以上</td><td rowspan="6">100%</td><td rowspan="6">4</td><td>100%</td><td rowspan="3">2</td><td>100%</td><td rowspan="3">2</td></tr>
<tr><td>6時間以上～7時間未満</td><td>100%</td><td>80%</td></tr>
<tr><td>5時間以上～6時間未満</td><td>80%</td><td>60%</td></tr>
<tr><td>4時間以上～5時間未満</td><td>60%</td><td rowspan="2">1</td><td>40%</td><td rowspan="2">1</td></tr>
<tr><td>3時間以上～4時間未満</td><td>40%</td><td>20%</td></tr>
<tr><td>3時間未満</td><td colspan="2">禁止（0%）</td><td colspan="2">禁止（0%）</td></tr>
</table>

（出所）”HOJA DE RUTA DE INSTRUMENTOS DE PRECIO Y MERCADOS DE CARBONO 2025”（MINISTERIO DEL MEDIO AMBIENTE, 2025）

チリ

3. パリ協定6条に基づく手続きや体制の整備

ITMOsの最大割合・上限閾値（埋立地バイオガスの回収・利用）

埋立地の規模（一般廃棄物重量）	ITMOsの最大割合		上限閾値※（$MtCO_2e$）※2026年から2030年のITMOs最大累積量
	新プロジェクトからのバイオガス回収・利用	新プロジェクトからのバイオガス回収・燃焼	
大規模（年350,000トン以上）	30%	20%	3.5
中規模（年120,000～350,000トン）	40%	30%	2.5
小規模（120,000トン以下）	90%	80%	–

ITMOsの最大割合・上限閾値（原生林の持続可能な管理、回復、植林）

地域の森林劣化率	活動開始年（プロジェクト毎のITMOsの最大割合）			上限閾値（年間$MtCO_2e$）
	2025年～2027年	2028年～2030年	2031年～2035年	
10%未満	40%	30%	20%	10
10%～20%	50%	40%	30%	
20%超	60%	50%	40%	

（出所）”HOJA DE RUTA DE INSTRUMENTOS DE PRECIO Y MERCADOS DE CARBONO 2025”（MINISTERIO DEL MEDIO AMBIENTE, 2025）



チリ

3. パリ協定6条に基づく手続きや体制の整備

セクター別のNDC達成状況等

項目	実績排出量（tCO_2e）		目標値（排出量上限, tCO_2e）	目標年	2022年時点の進捗（NDC目標との差）
	2022年	2020-2022年累積			
値	111,100,000	325,400,000 (29.6%)	95,000,000	2030	2030年目標と比較して ＋17%

（注１）実績排出量はエネルギー・IPPU・農業・廃棄物のセクターが対象であり、UTCUTS（土地利用、土地利用変化及び林業）は含まない。
（注２）累積実績報告書のカッコは、チリが定める累積排出予算（2020-2030年）1,100 $MtCO_2eq$に占める割合。

- セクター別には、長期気候戦略（Estrategia Climática de Largo Plazo：ECLP）に基づき、7つの省庁に2020-2030年の排出予算が配分され、それぞれがセクター別緩和計画（Plan Sectorial de Mitigación）を通じて管理する仕組みである。セクター別の進捗状況は以下のとおり。

省庁・セクター	2020-2030年排出予算（A）tCO_2e	2020-2022年累積排出量（B）tCO_2e	消化率（B/A）
エネルギー	267,500,000	83,481,000	31.2%
運輸・通信	303,100,000	87,302,000	28.8%
鉱業	174,100,000	55,823,000	32.1%
農業	122,400,000	31,369,000	25.6%
住宅・都市	95,300,000	31,771,000	33.3%
保健・廃棄物	51,200,000	21,833,000	42.6%
公共事業	47,600,000	13,758,000	28.9%

（出所）”1er Informe Bienal de Transparencia y 5ta Comunicación Nacional ante la Convención Marco de las Naciones Unidas sobre el Cambio Climático”（2024年12月31日提出）

チリ

4. JCM概要（2026年9月時点）

二国間文書の署名：2015年5月26日

- 2015年5月26日の初回の署名後、2016年7月7日に更新し、有効期間を2030年まで延長。

ルール・ガイドラインの整備状況

区分	整備事項	状況
共通事項	基本的な一連のルール・ガイドライン類	済
	プロジェクトアイデアノート（PIN）に関する手続きの導入 （実施規則、プロジェクトサイクル手続き）	済
	パリ協定第6条への対応 （実施規則、プロジェクトサイクル手続き、提案方法論開発ガイドライン、プロジェクト設計書・モニタリング報告書開発ガイドライン）	済
	ISO 14064-2:2019、ISO 14064-3:2019、ISO 14065:2020への対応 （第三者機関指定ガイドライン、妥当性確認・検証ガイドライン）	済
	持続可能な開発関連のガイドラインの採択	済
分野別事項	なし	ー

チリ

4. JCM概要（2026年9月時点）

承認方法論：3件

Methodology No.	Title	Latest version	Status	Date of approval
CL_AM001	Installation of Solar PV System	Ver2.0	Approved	04 Dec 20
CL_AM002	Installation of Solar PV System and Storage Battery System	Ver1.0	Approved	04 Dec 20
CL_AM003	Installation of biomass power plant	Ver1.0	Approved	10 Apr 23

登録済みプロジェクト：3件

Reference number	Project title	Status	Registration date	Emission Reductions (Average)
CL001	Introduction of 1MW Rooftop Solar Power Systems to University	Project registered	08 Oct 19	500
CL002	3MW Solar Power Project in Chillan, Nuble Region	Project registered	08 Aug 22	2,318
CL003	3MW Solar Power Project Utilizing Farmland in Valparaiso Region	Project registered	17 Aug 24	2,128

発行済みクレジット：0 tCO_2 （両国合計）

第三者機関：9機関

（出所）JCMウェブサイトより作成（https://www.jcm.go.jp/, 2026年10月5日アクセス）

チリ

4. JCM概要（2026年9月時点）

環境省 JCM設備補助事業採択案件：16件

事業名	採択年度
バルパライソ州及びマウレ州における14MW太陽光発電・40MWh蓄電池導入プロジェクト	令和7年
ランカグア市における12MW太陽光発電・33MWh蓄電池導入プロジェクト	令和6年
タラパカ州ウアタコンド太陽光発電所への294MWh蓄電池システムの導入	令和5年
首都圏州及びオイギンズ州の農地を活用した34MW太陽光発電・104MWh蓄電池導入プロジェクト	令和5年
小規模分散型発電支援制度を活用した計28MW太陽光発電プロジェクト	令和4年
サンティアゴ首都圏州レンカ区プラスチック工場への2.0MW屋根置き太陽光発電システム導入による電力供給事業	令和4年
ビオビオ州ユンガイ市における9MW第2太陽光発電プロジェクト	令和4年
マウレ州テノ市における9MW太陽光発電プロジェクト	令和4年
マウレ州及びニュブレ州の農地を活用した6MW太陽光発電プロジェクト	令和4年
ビオビオ州ユンガイ市における9MW太陽光発電プロジェクト	令和3年
バルパライソ州サンアントニオ市における9MW太陽光発電プロジェクト	令和3年
マウレ州の農地を活用した3MW太陽光発電プロジェクト	令和3年
アリカ地域における25.8MW太陽光発電プロジェクト	令和2年
バルパライソ州の農地を活用した3MW太陽光発電プロジェクト	令和2年
ニュブレ州チジャン市における3MW太陽光発電プロジェクト	令和元年
大学への1MW屋根置き太陽光発電システムの導入	平成28年

（出所）地球環境センター(GEC) 二国間クレジット制度(JCM) ウェブページ“事例紹介”より作成（https://gec.jp/jcm/jp/projects/, 2026年10月5日アクセス）

チリ

4. JCM概要（2026年9月時点）

経済産業省 JCM実現可能性調査・JCMインフラ整備調査事業採択案件： 5件

事業名	採択年度
チリにおける鉱業での太陽熱発電導入に関するJCM実現可能性調査	令和6年
パルプ工場から排出されるCO2を原料とした化学品/合成燃料製造に係るJCM実現可能性調査	令和5年
チリ共和国における火力発電所への太陽熱エネルギー供給プロジェクトの案件調査	平成27年
チリにおける商業・産業部門のルーフトップ向け高効率太陽光発電システムプロジェクトの案件発掘調査	平成26年
高効率発電技術の導入によるＪＣＭプロジェクト実現可能性調査	平成26年

（出所）経済産業省 “二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（JCM実現可能性調査）”（https://jcmfs.meti.go.jp/, 2026年10月5日アクセス）

チリ

5. 日本（JCM）以外のパリ協定6条に基づくアプローチ

- 6条に関する方針
  - 2022年7月に施行された気候変動枠組法では、チリ国内で実施されたプロジェクトにより達成された排出削減・吸収量の認証書は、排出基準の遵守に利用可能であり、6条の活動として創出される排出削減・吸収量の認証を同国環境省が管理することが定められている。
  - 2025年7月、チリは6条4項ホスト締約国参加要件をUNFCCCに提出した。同文書では、チリの承認プロセスやパリ協定クレジットメカニズム（Paris Agreement Crediting Mechanism: PACM）に対する一般条件等が表明された。

パリ協定6条4項ホスト締約国参加要件様式（チリ提出）の概要

項目	内容
承認プロセス	• パリ協定6条に関する国家規制を公布する • 同規制に基づき、NDCに記載された活動種類（typology of activity）から創出された認証書を承認しない • 国家炭素市場における（新たな）認証書の利用を促進し、セクター別計画・戦略・NDCの達成を図るとともに、ITMOsの過剰販売を回避する • 6条に関する国家枠組みで、パリ協定第6条の下でプロジェクト又は活動プログラム（Programme of Activities: PoA）を承認する優先活動種類のリストを作成予定
パリ協定クレジットメカニズム(PACM)に関する一般条件	• PACMについて、クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism: CDM）のツール32等のポジティブリストツールの適用を認めない • CDMのAMS-I.D.等の自動的追加性ツールを用いて追加性を実証するプロジェクト及びPoAのクレジット期間更新を認可せず、新規のプロジェクトとPoAも認可しない • 送電網への直接接続を考慮した方法論を適用するプロジェクトまたはPoAの認可は、RMPsパラグラフ36に規定される(ii)及び(iii)のベースラインアプローチ（それぞれ「比較可能な最良実績活動」及び「Business as Usual: BAU」）の適用を条件とする。ベースライン設定においては、時間単位排出係数アプローチを適切に考慮する

（注）上記のほか、グリッド接続再生可能エネルギー発電プロジェクトの条件等も文書内で表明されている

（出所）“HOST PARTY PARTICIPATION REQUIREMENTS FOR ARTICLE 6.4 MECHANISM (Version 01.0)” （Ministry of Environment, 2025）（https://unfccc.int/sites/default/files/resource/A6.4_FORM_GOV-001_Chile_updated.pdf）より作成

チリ

5. 日本（JCM）以外のパリ協定6条に基づくアプローチ

- 日本以外との国とのパリ協定6条に基づくアプローチ
  - スイス：
    2022年3月、パリ協定6条2項の下でプロジェクトを実施するための実施協定を締結した。
  - シンガポール：
    2025年4月、パリ協定6条の下での炭素クレジットに関する協力についての実施協定に署名した。

（出所）”Bilateral climate agreements“ (Switzerland, 2024) （https://www.bafu.admin.ch/bafu/en/home/topics/climate/info-specialists/climate--international-affairs/staatsvertraege-umsetzung-klimauebereinkommen-von-paris-artikel6.html, 2025年7月18日アクセス）、シンガポール政府貿易産業省ウェブサイト”Singapore signs Implementation Agreement on carbon credits collaboration with Chile” (https://www.mti.gov.sg/Newsroom/Press-Releases/2025/04/Singapore-signs-Implementation-Agreement-on-carbon-credits-collaboration-with-Chile, 2026年9月15日アクセス)から作成



チリ

6．固有の制度・工夫

● 分野ごとの取組

【水素・アンモニア】

- チリは2020年にグリーン水素国家戦略（National Green Hydrogen Strategy）を策定し、2030年までに世界で最も安価なグリーン水素を生産する体制を構築し、2040年までに世界トップ3の水素輸出国になるという野心的な目標を掲げている。グリーンアンモニアについては、エネルギーの輸送媒体（キャリア）として、また、鉱業や農業といった国内産業や輸出向けに重要な役割を担うとしている。
- 南部では大規模な風力発電、また北部では世界最高レベルの日射量による太陽光発電を利用したグリーン水素製造、グリーン水素から合成燃料（eFuel）やグリーンアンモニアを製造するプロジェクトなどが計画されている。

（出所）グリーン水素国家戦略（2020年）Estrategia Nacional de Hidrógeno Verde - Ministerio de Energía、グリーン水素アクションプラン（2024年）、JETRO レポート、https://www.hifglobal.com/locations/hif-haru-oni （2026年8月26日アクセス）などから作成



チリ

7. コミュニケーション履歴

↓会議名をクリックすると会議資料のページにリンクします。

Subject	Date	Agenda
1st Joint Committee in Santiago	21-Jun-16	詳細は会議資料リンク（会議名をクリック）参照
Decision by the JC	7-Jul-16	Rules of Implementation for the Joint Crediting Mechanism (JCM) ver02.0
Electronic Decision by the JC	5-Sep-16	Designation of third-party entities: - Lloyd's Register Quality Assurance Limited (LRQA) - Japan Quality Assurance Organization (JQA)
Electronic Decision by the JC	6-Feb-17	Designation of third-party entities: - Japan Management Association (JMA)
2nd Joint Committee in Santiago	19-Dec-17	詳細は会議資料リンク（会議名をクリック）参照
3rd Joint Committee in Santiago	30-Aug-19	詳細は会議資料リンク（会議名をクリック）参照
Decision by the JC	8-Oct-19	Registration of proposed JCM project: - CL001 "Introduction of 1MW Rooftop Solar Power Systems to University"
Electronic Decision by the JC	4-Dec-20	Approval of proposed methodology with revisions: CL_AM002 (ver01.0) "Installation of Solar PV System and Storage Battery System“ Approval of revised methodology: CL_AM001 (ver02.0) "Installation of Solar PV System“ Designation of a TPE: - Carbon Check (India) Private Ltd. Designation of a TPE for an additional sectoral scope of 12 for validation and verification: - EPIC Sustainability Services Private Limited (EPIC)
Electronic Decision by the JC	7-Feb-21	Decision on interim special measure for on-site assessment by TPEs
Electronic Decision by the JC	20-May-21	Designation of a TPE based on their new accreditation under the ISO 14065 - Lloyd’s Register Quality Assurance Limited

チリ

7. コミュニケーション履歴

↓会議名をクリックすると会議資料のページにリンクします。

Subject	Date	Agenda
Electronic Decision by the JC	30-Jan-22	Decision on extension of interim special measure for on-site assessment by TPEs
Electronic Decision by the JC	8-Aug-22	Registration of a proposed JCM project: - CL002 "3MW Solar Power Project in Chillan, Nuble Region"
Electronic Decision by the JC	10-Apr-23	Approval of a proposed methodology: CL_AM003 "Installation of biomass power plant"
Electronic Decision by the JC	2-Sep-23	Designation of a third-party entity: - LGAI Technological Center S.A. (Applus+ Certification)
Electronic Decision by the JC	17-Feb-24	Designation of third-party entities: - Enviance Services Private Limited - Ampere For Renewable Energy
Electronic Decision by the JC	17-Aug-24	Registration of a proposed JCM project: - CL003 "3MW Solar Power Project Utilizing Farmland in Valparaiso Region"
Electronic Decision by the JC	4-Aug-25	Designation of third-party entities: - Earthood Services Limited - AENOR CONFÍA, S.A.U. - NOVA CERT LLC - Ampere For Renewable Energy (for additional sectoral scopes of 2, 4, 6, and 7.)
4th Joint Committee in Santiago and Online	5-Oct-26	詳細は会議資料リンク（会議名をクリック）参照

（出所）JCMウェブサイトより作成（https://www.jcm.go.jp/, 2026年10月13日アクセス）